

広島市条例第 15 号

令和 8 年 3 月 27 日

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例等の一部を改正する条例をここに  
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例等の一部を改正する条例

(広島市ひとり親家庭等医療費補助条例の一部改正)

第 1 条 広島市ひとり親家庭等医療費補助条例（昭和 54 年広島市条例第  
30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一以上」を「いずれか」に改め、「相当する額」の右に  
「（次項において「自己負担金相当額」という。）」を加え、同条に次  
の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担金相当額について、他の法令の  
規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けること  
ができる限度において、この条例による医療費の補助は行わない。

第 6 条及び第 7 条第 1 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

(広島市重度心身障害者医療費補助条例の一部改正)

第 2 条 広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和 48 年広島市条例第  
62 号）の一部を次のように改正する。

第4条中「相当する額」の右に「（次項において「自己負担金相当額」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担金相当額について、他の法令の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の補助は行わない。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

（広島市重度精神障害者通院医療費補助条例の一部改正）

第3条 広島市重度精神障害者通院医療費補助条例（令和3年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「相当する額」の右に「（次項において「自己負担金相当額」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担金相当額について、他の法令の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の補助は行わない。

第6条及び第7条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の広島市ひとり親家庭等医療費補助条例第4条第2項、第2条の規定による改正後の広島市重度心身障害者医療費補助条例第4条第2項及び第3条の規定による改正後の広島市重度精神障害者通院医療費補助条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日

以後に行われる診療等に係る医療費の補助について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。